

## 津市障害を理由とする差別を解消するための職員の対応に関する要領

平成28年3月30日訓第33号  
平成28年3月30日上下水道事業訓第1号  
平成28年3月30日消防本部訓第8号  
平成28年3月30日教育委員会訓第4号  
平成28年3月30日選挙管理委員会訓第1号  
平成28年3月30日農業委員会訓第1号  
平成28年3月30日監査委員訓第1号  
平成28年3月30日議会訓第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害（法第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（同号に規定する障害者をいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

(責任者)

第4条 障害を理由とする差別の解消に係る取組の推進を図るため、各課等に障害者差別解消対応責任者（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 責任者は、各課等における所属長をもって充てる。
- 3 責任者は、各課等において次に掲げる事項を実施しなければならない。
  - (1) 日常の指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
  - (2) 障害者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
  - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、職員に対して合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 4 責任者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(推進員)

第5条 障害を理由とする差別の解消に係る取組の推進を図るため、各課等に障害者差別解消対応推進員（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 推進員は、責任者の指示の下に、前条第3項各号に規定する事項の処理を補助するものとする。

(相談窓口の設置等)

第6条 職員による障害を理由とする差別に関して、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、健康福祉部障がい福祉課に相談窓口を置く。

- 2 相談窓口において相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、電話、ファックス、電子メール等の障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談窓口に寄せられた相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ職員間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

(研修及び啓発)

第7条 任命権者は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底及び障害に対する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この訓は、平成28年4月1日から施行する。